

【経税部長談話】

国民生活に深刻な影響を与える首相の消費税増税表明に抗議する

大阪府歯科保険医協会は、国民のいのちと健康を守る立場から、消費税増税を中止し、医療をはじめとする生活必需品に「ゼロ税率」の適用を求めてきた。安倍首相が1日、消費税率を来年4月から8%へ引き上げることを正式に表明したことに抗議し、増税の中止を求める。

安倍首相は会見で、日本経済について「回復の兆しを見せている」ことを消費税増税の根拠とした。しかし、各種の政府指標では、8月の完全失業者数が前月比21万人増の272万人となり、勤労者の基本給が15カ月連続で減少するなど、雇用や賃金は軒並み悪化している。また、今月から年金支給額の1%削減、食料品の大幅値上げが相次ぐなかで、物価は上昇しても消費は冷え込み、国民の生活実態は「回復」からかけ離れた状況にあることを示している。

増税額は年間約8兆円に達する見込みであり、今回は社会保障制度の切り下げとセットで実施される。政府が進める社会保障「改革」では、高齢者の窓口負担増や介護保険の縮小、年金支給開始年齢の先送りなど、負担増の論議ばかりが先行。加えて消費税増税となると、総額20兆円もの未曾有の“痛み”を国民に押しつけることになる。国内総生産（GDP）の6割を占める家計消費に深刻な影響を及ぼすことは避けられない。

健康面で何より心配なのは、患者の受診抑制、治療中断である。経済的に苦しくなれば、受診を控える人が急増する。とりわけ歯科医療ではその傾向が顕著と想われる。医療の原点である早期発見、早期治療を阻害し、健康悪化を招くことになる。

また、保険診療は非課税のため、仕入れにかかる消費税は医療機関が「損税」として自腹を切っている。日本歯科医師会の試算では、現行の5%でも平均的な診療所で年間72万円発生しており、8%となれば115万円にもなる。増税でさらなる損税負担を強いられることで、歯科医院経営がますます困難になることは明らかだ。

厚労省は「増税分を診療報酬に上乗せする」と主張しているが、平成9年の増税時をみると、歯科医療行為では7区分33項目に上乗せしたに過ぎない。その後の改定で包括や減点・廃止など形骸化したものもある。診療報酬のマイナス改定を考慮すれば、消費税補填分は消滅している。

朝日新聞の8月24、25日の世論調査では、消費税8%の引き上げに賛成が43%、反対が49%と、反対が上回っている。他の調査でも、引き上げ先送りや引き上げ幅縮小など、消費税引き上げについての世論は分かれている。選挙で国民に問うべきである。

2013年10月2日

大阪府歯科保険医協会
経税部長 富本 昌之